

有料道路における障害者割引

1人1台要件緩和に関するご案内

障害者割引は、これまで事前登録された自動車に限りご利用いただけでしたが、事前登録された自動車をご利用いただけないお客さま(※)も、新たにご利用可能となりました。

※「自動車を保有していない」または「車検等により事前登録された自動車がやむを得ず使用できない」お客さま

》》》割引対象となる自動車が増えます

1

レンタカーや代車の利用OK！

レンタカー、車検中の代車、知人の車等、事前登録された自動車以外でも障害者割引の利用が可能となります。

2

介護運転の方は、タクシー利用も可能に！

重度の障害をお持ちの方(手帳に「道路介護」シールを貼付の場合)であれば、タクシー等を利用する場合など、障害者割引の利用が可能となります。(※)

※タクシーの予約時又は乗車前に、障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨を必ず申し出ていただく必要があります。

(タクシーの貸走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません)

※タクシー会社のETCカードではお支払いいただけません。また、「乗合」表示のあるタクシーやETCカードを車載器から抜けないタクシーでは、ご利用いただけません。

主な注意事項

- これまで、障害者割引の事前申請をされていないお客さまが、事前登録された自動車以外で有料道路をご利用される場合は、手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口にて、障害者割引の事前申請が必要となります。(※)
※すでに自動車を事前登録されているお客さまは、新たな手続きは不要です。
- 事前登録された自動車以外で有料道路をご利用される場合は、料金所で身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要となります。(ETC無線通行(ノンストップ走行)は不可)
- ETC利用登録者は、登録済みのETCカードを必ず携帯して下さい。なお、登録済みのETCカードを料金所係員にご提示いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- 詳細は、福祉担当窓口に設置されている「有料道路における障害者割引制度のご案内」や、各道路会社HPをご確認ください。

障害者割引制度に関する お問い合わせ先

NEXCO東日本お客さまセンター	24時間	 0570-024-024 (通話料有料) または ☎03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター	24時間	 0120-922-229 または ☎052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター	24時間	 0120-924-863 または ☎06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター	24時間	☎03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速道路お客さまセンター	24時間	☎06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口	9:00～17:30	☎078-291-1033 (通話料有料)